公益社団法人日本技術士会 CPD行事 報告書

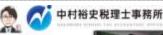
開始日時	2023年2月4日(土)	14 時 00 分
終了日時	2023年2月4日 (土)	16 時 30 分
名称	第 118 回 CPD 講演会「インボイス制度の概要」	
主催	(公社)日本技術士会千葉県支部企画委員会	
開催	Z00M 活用の Web 講演	
内容	消費税制度が変わり、「インボイス制度」が段階的に導入される。今回、税理士の中村裕 史氏をお招きしてその概要を聴講した。	

以下の欄は、参加者がCPDに寄与した内容など記入し、CPD実施の記録メモとしてご活用下さい。



免税事業者及び取引先のインボイス制度の対応に関する Q&A







免税事業者及びその取引先のインポイス制度への対応に関するQ&A (一部抜粋)

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商債間に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。 仕人先である史税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直もに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。 下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。なお、遊設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく、建設業法が適用されます。

例:値下げ、受領拒否・返品、協賛金等の負担の要請等、購入・利用強制等

年間売上1,000万円以下の場合,「簡易課税」選択が良く,提出時期は令和5年3月31日が納期であったが、令和5年9月30日に延期された.

各自,各種情報を収集して,自分の年収に合わせて消費税対応をする必要があることを認識した.

以上